

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 6月 27日

大津市長 殿

提出者

住所 滋賀県大津市園山一丁目1番1号
 東レ株式会社 滋賀事業場
 氏名 當任理事 滋賀事業場長 **清水 雄二**
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-533-8044

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東レ株式会社 滋賀事業場
事業場の所在地	大津市園山一丁目1番1号
事業の種類	プラスチック製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで

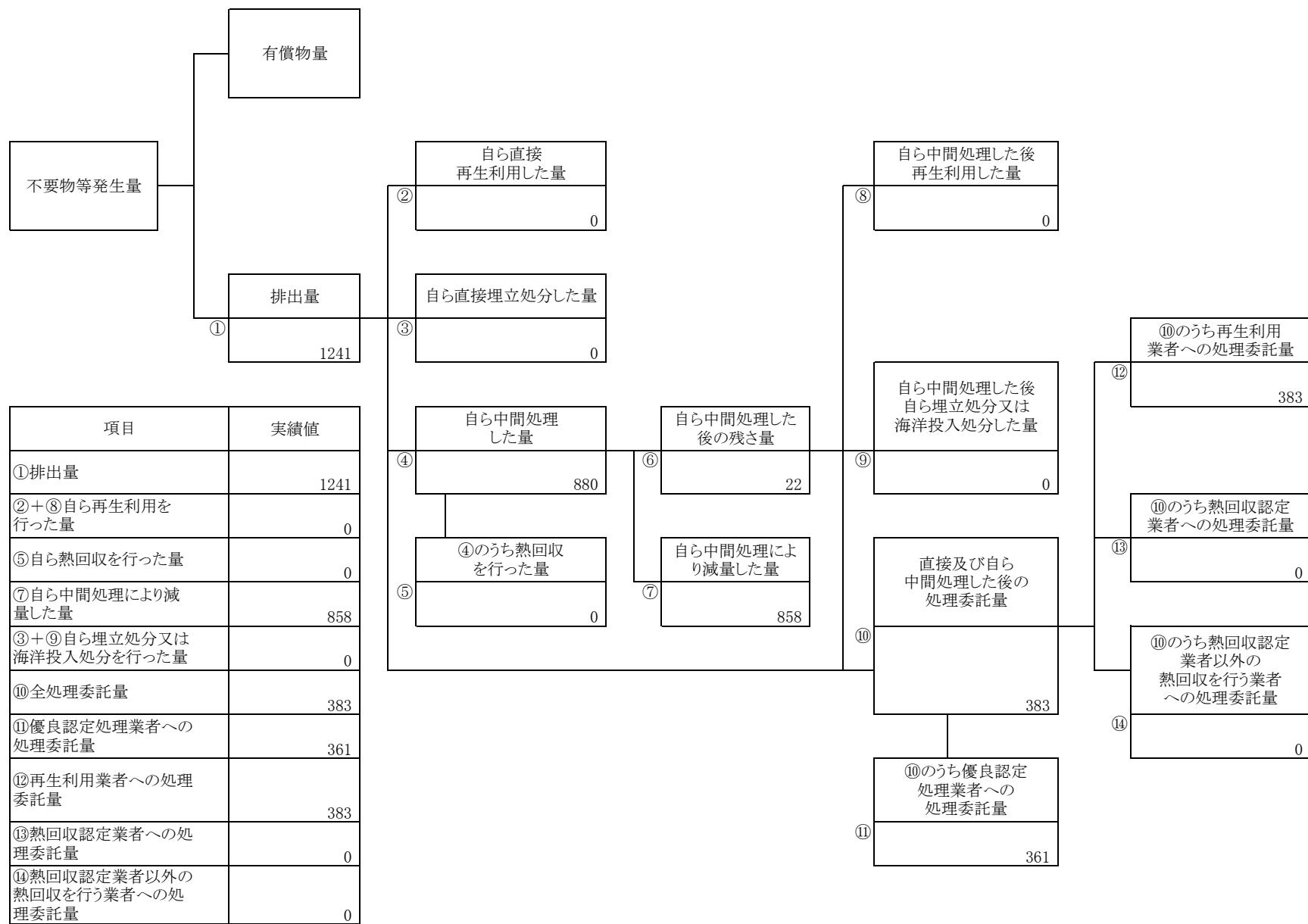
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	4,370 t	全処理委託量	4,370.092 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	3,367.092 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	4,370 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,120 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

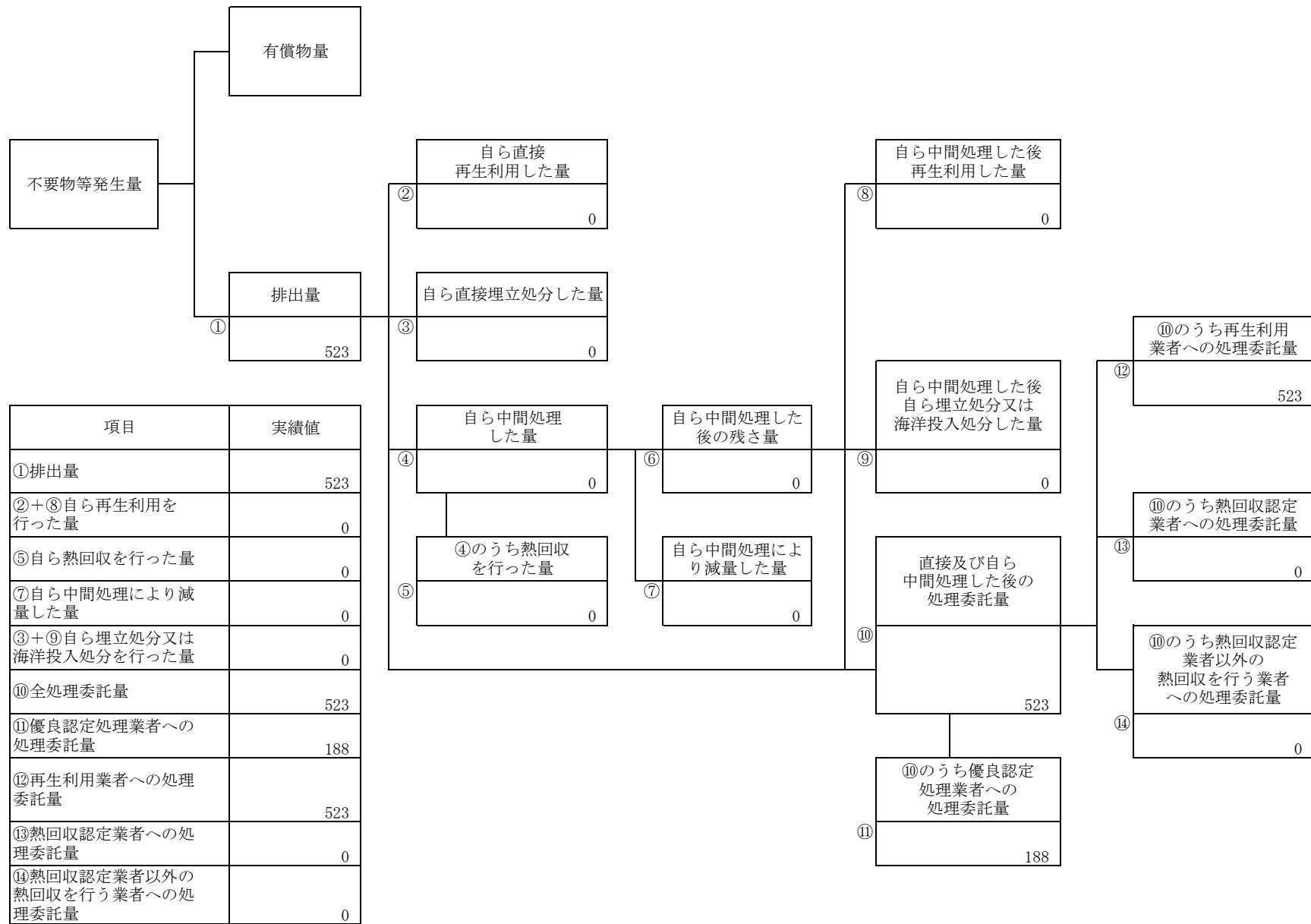
(産業廃棄物の種類:汚泥)



計画の実施状況

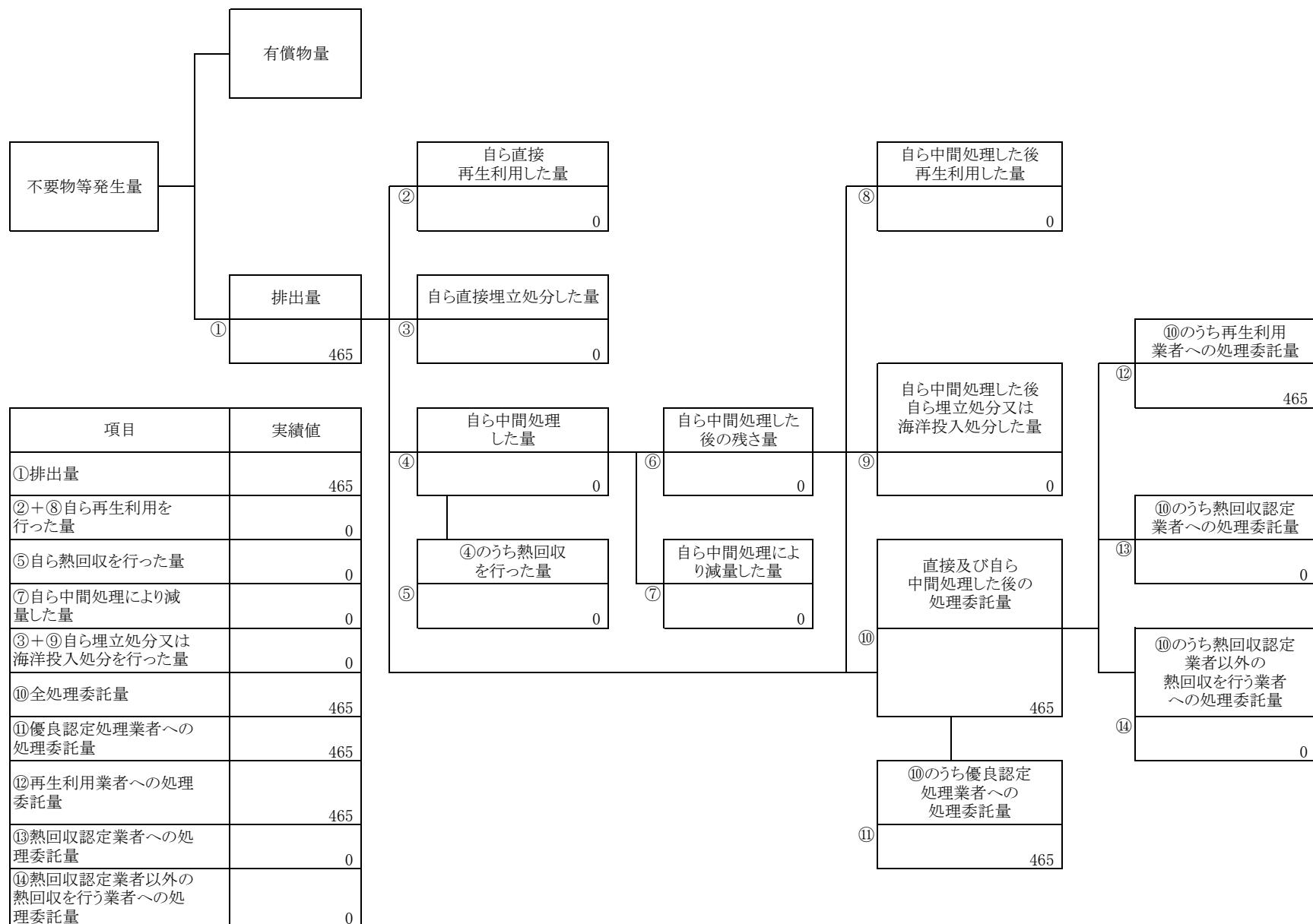
(産業廃棄物の種類: 廃油)

(第2面)



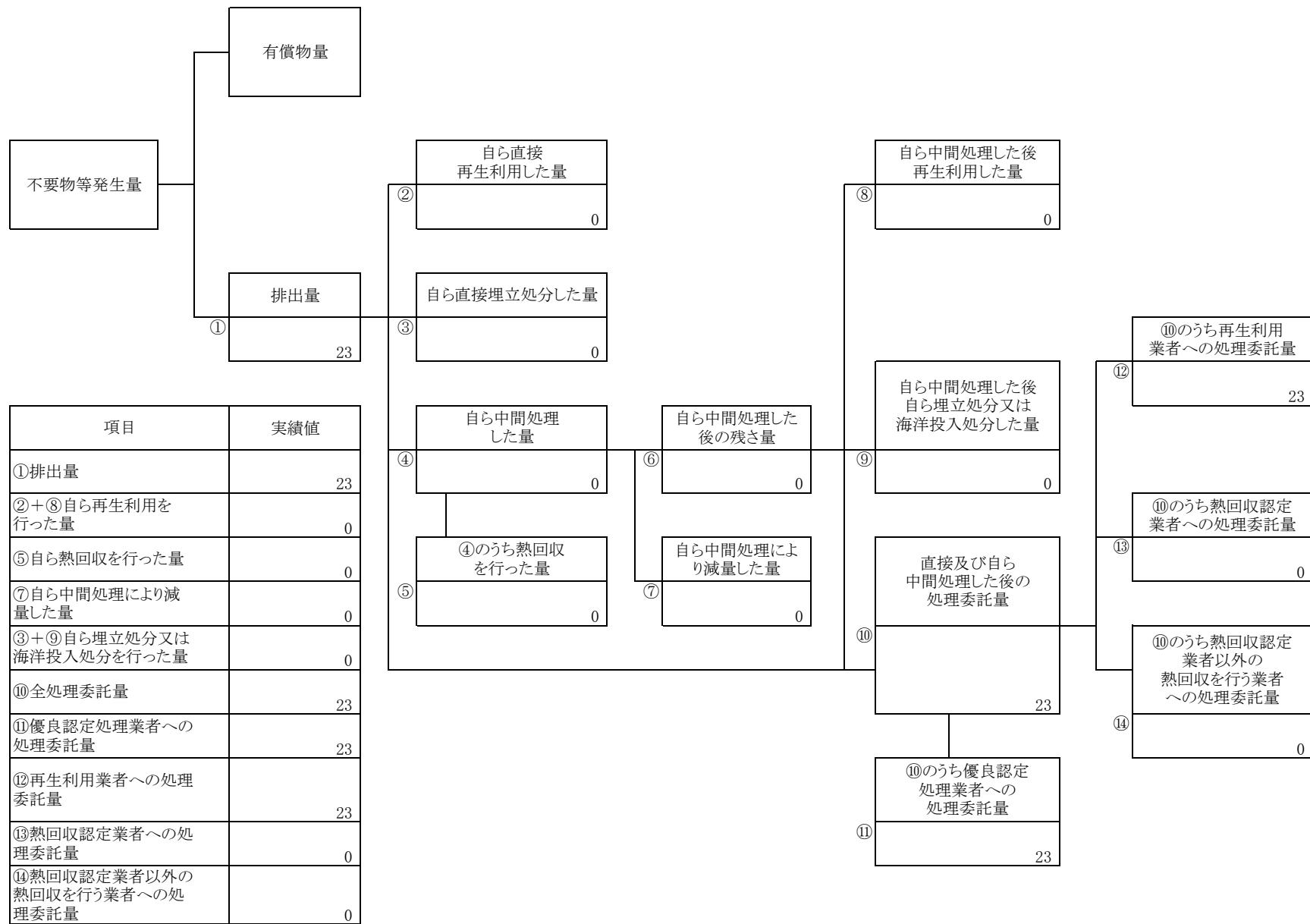
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸)



計画の実施状況

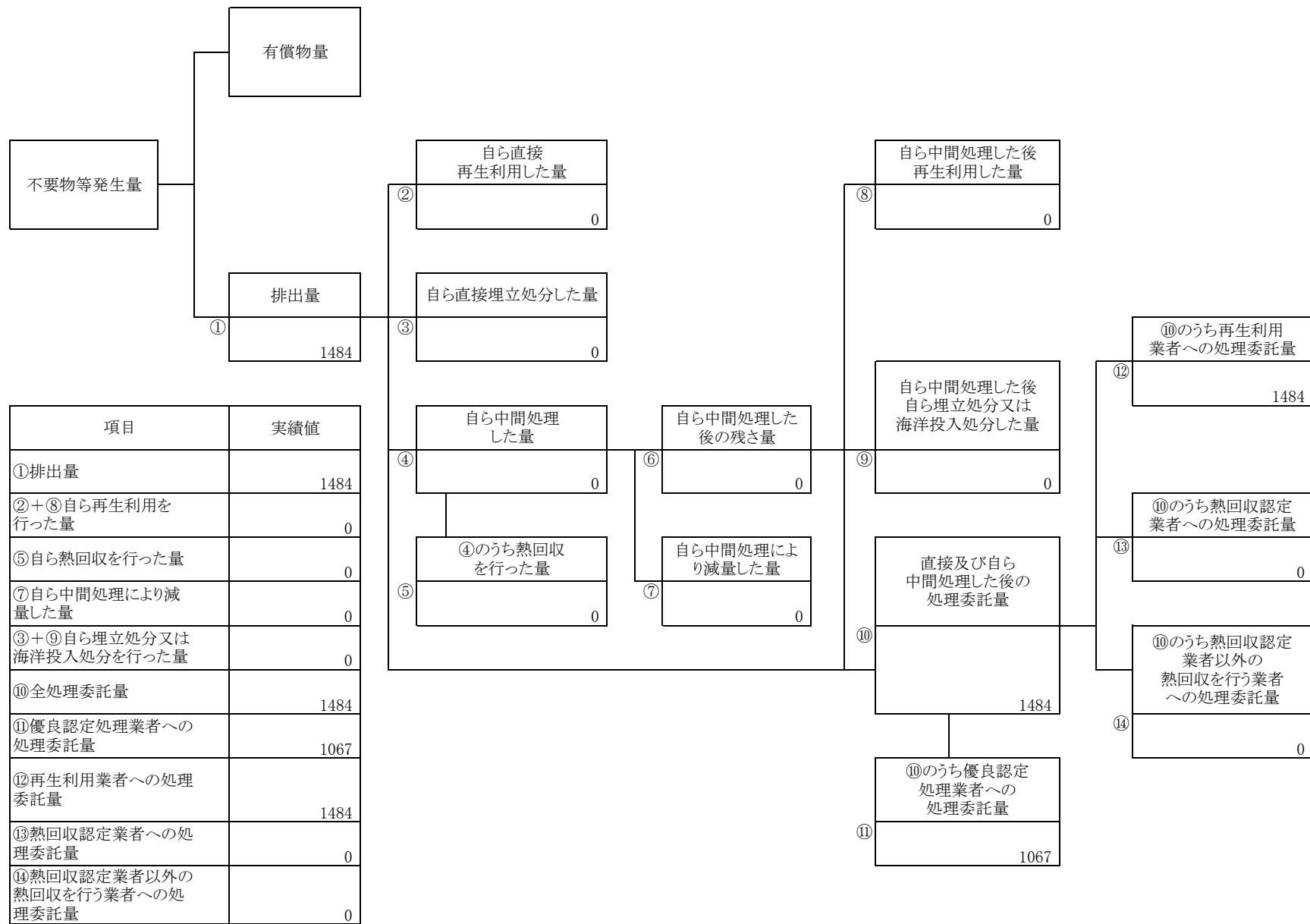
(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



計画の実施状況

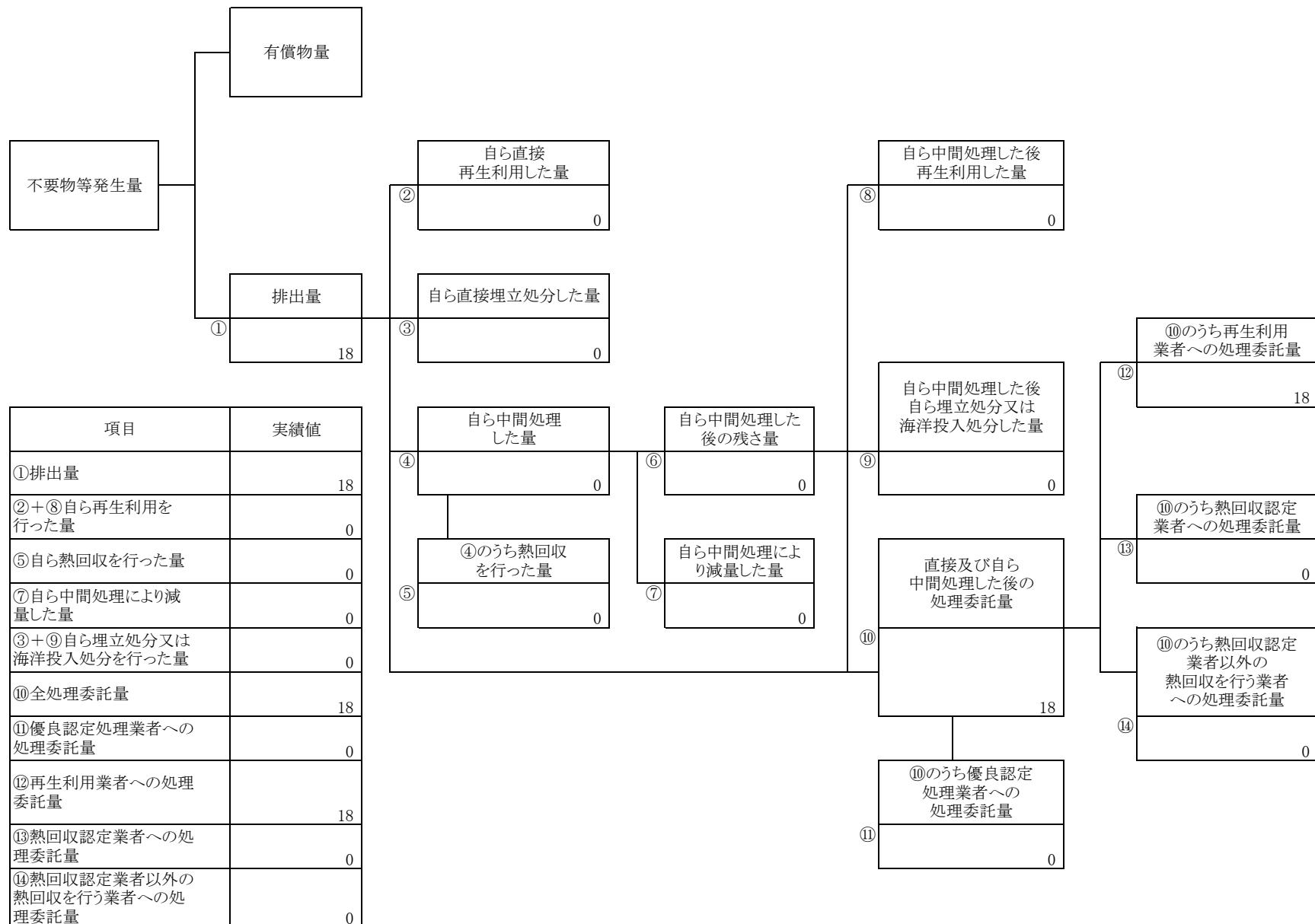
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)

(第2面)



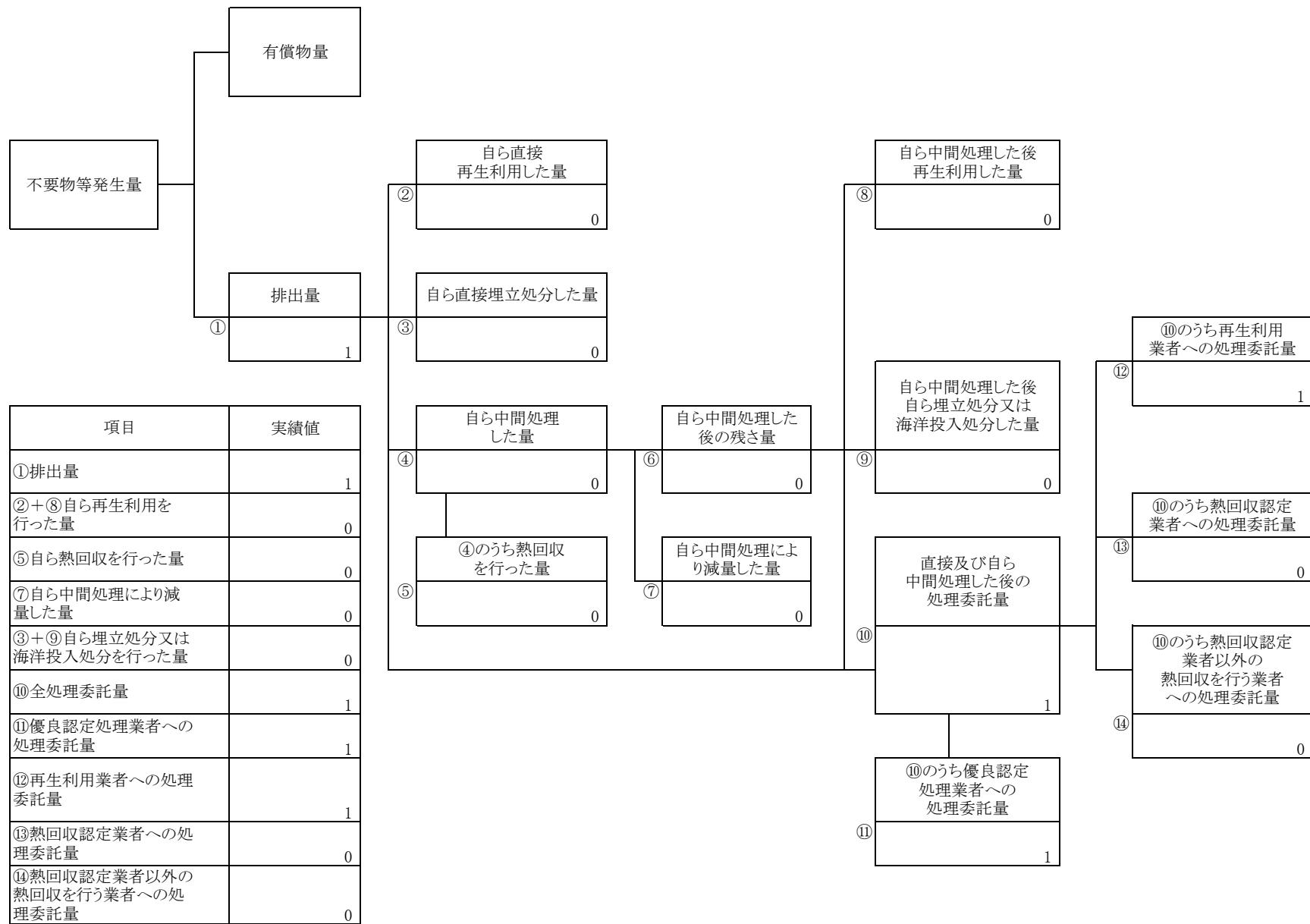
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)



計画の実施状況

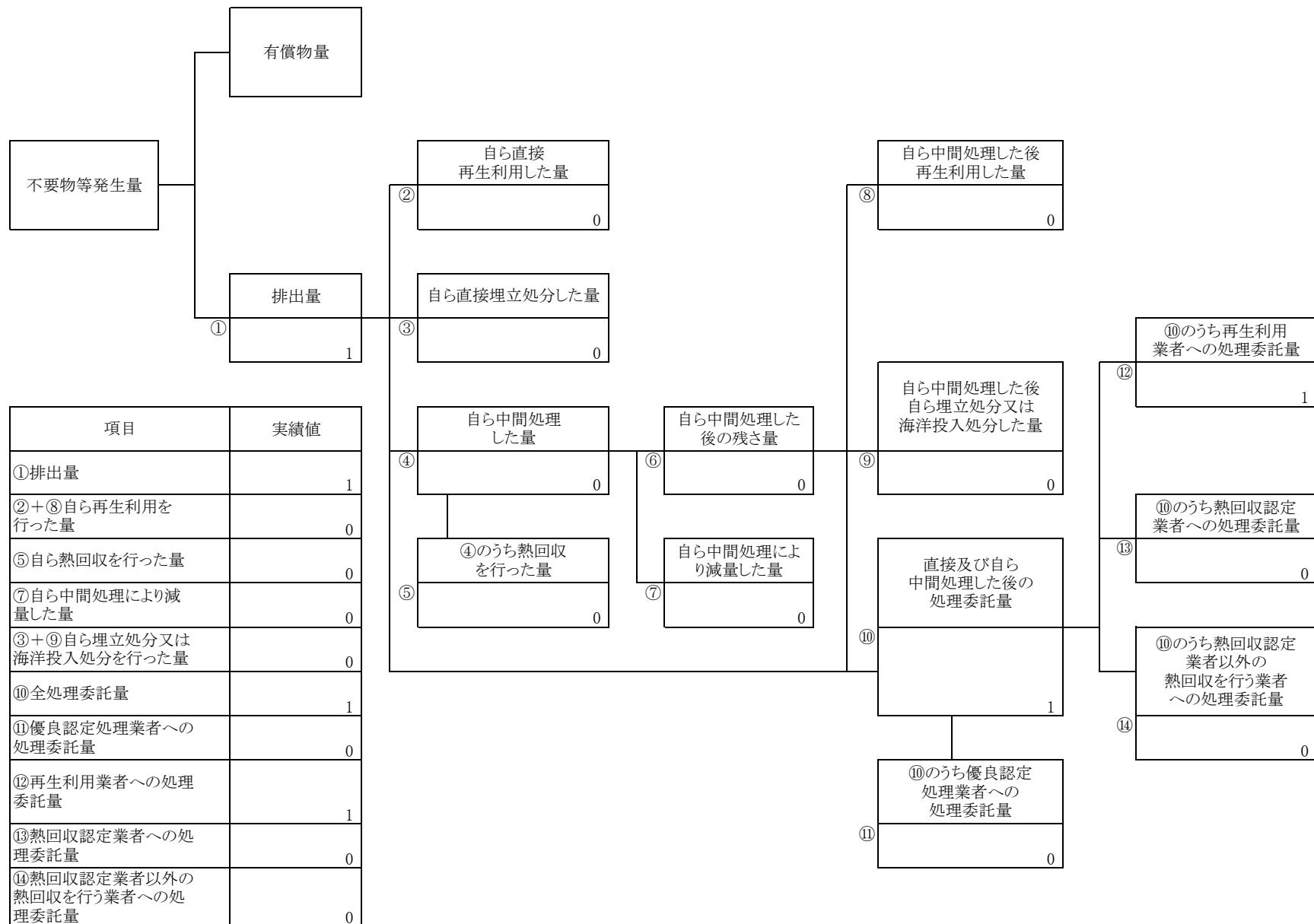
(産業廃棄物の種類: 金属屑)



計画の実施状況

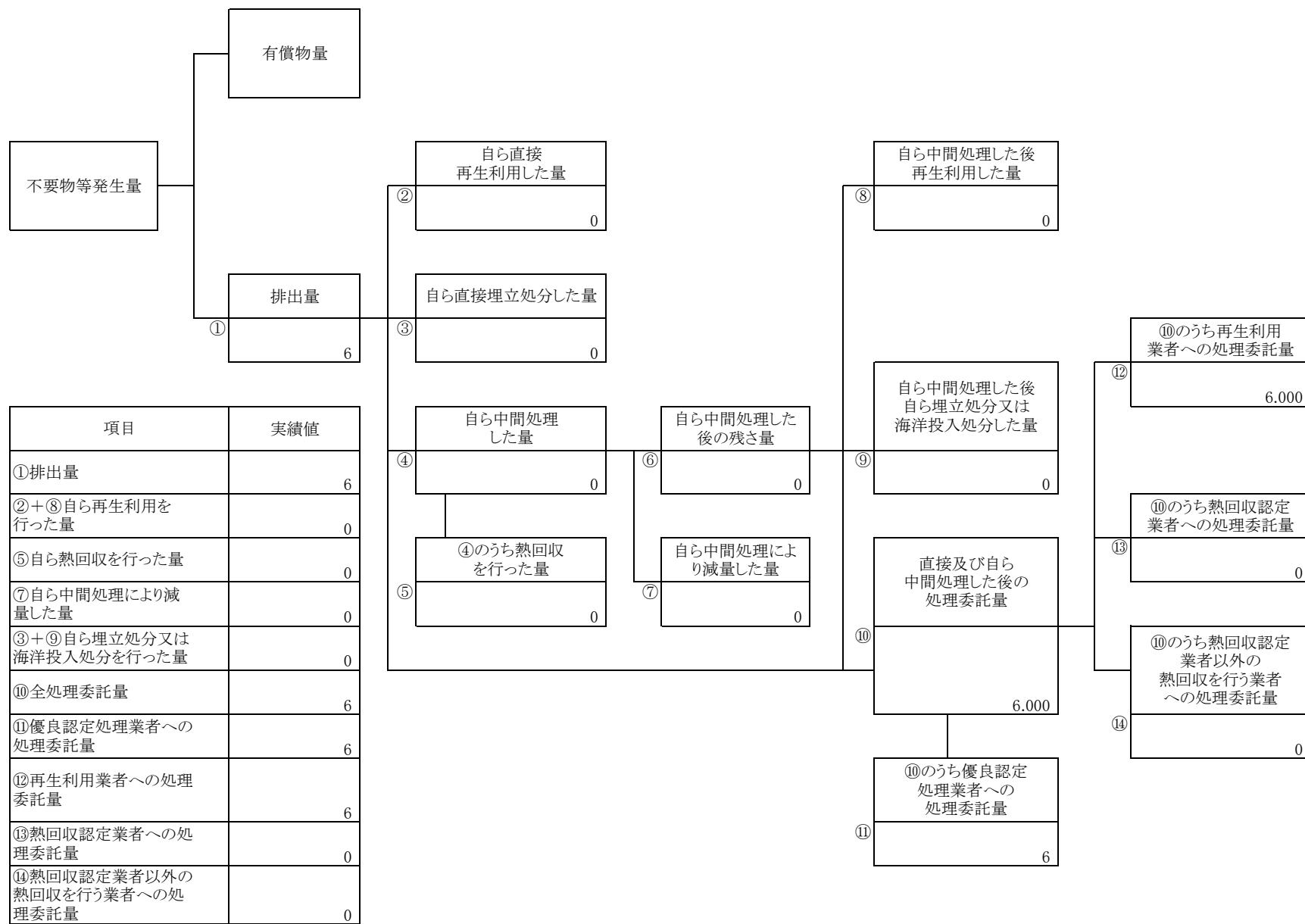
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶器屑)

)



計画の実施状況

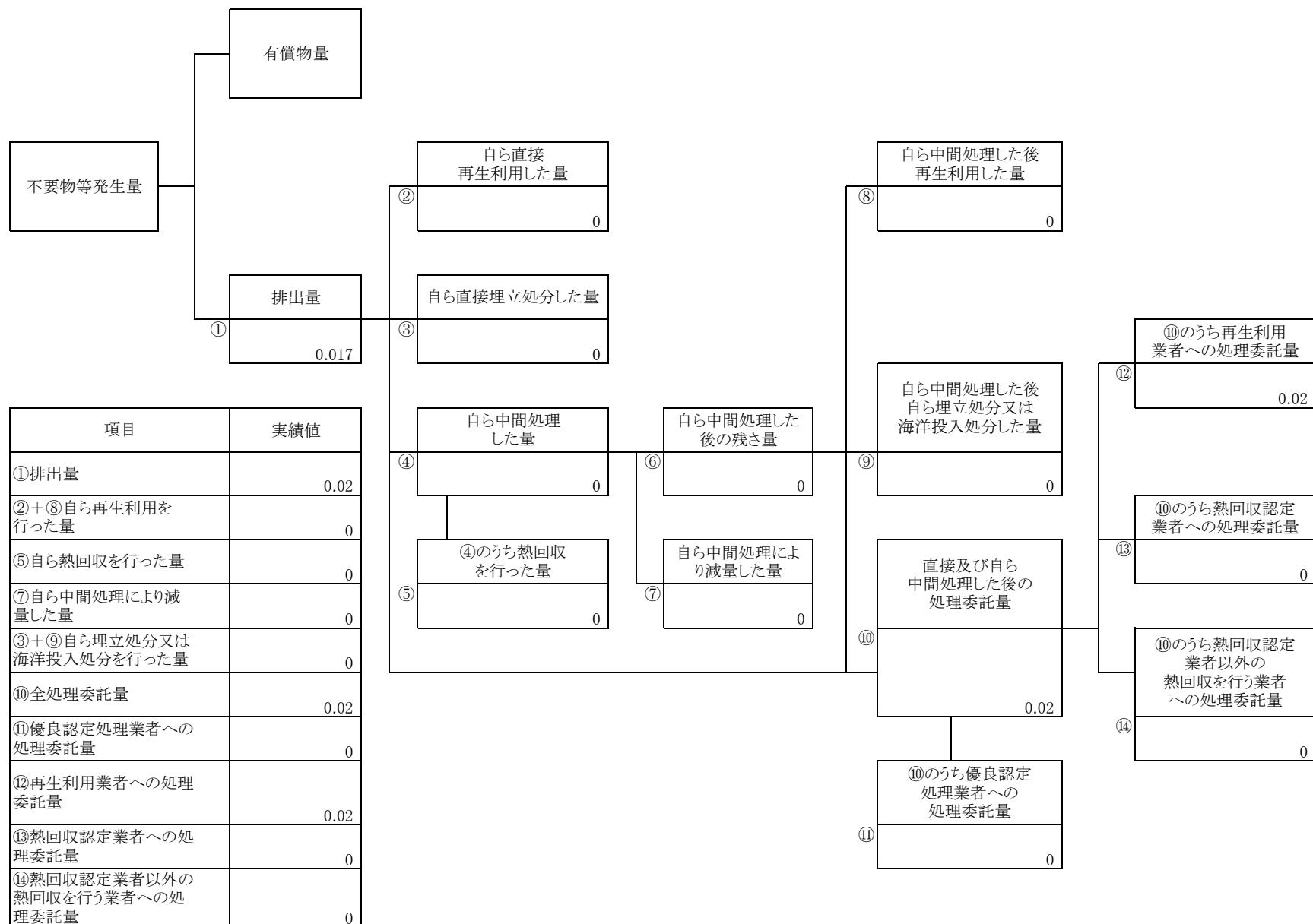
(産業廃棄物の種類: がれき類)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 照明機器)

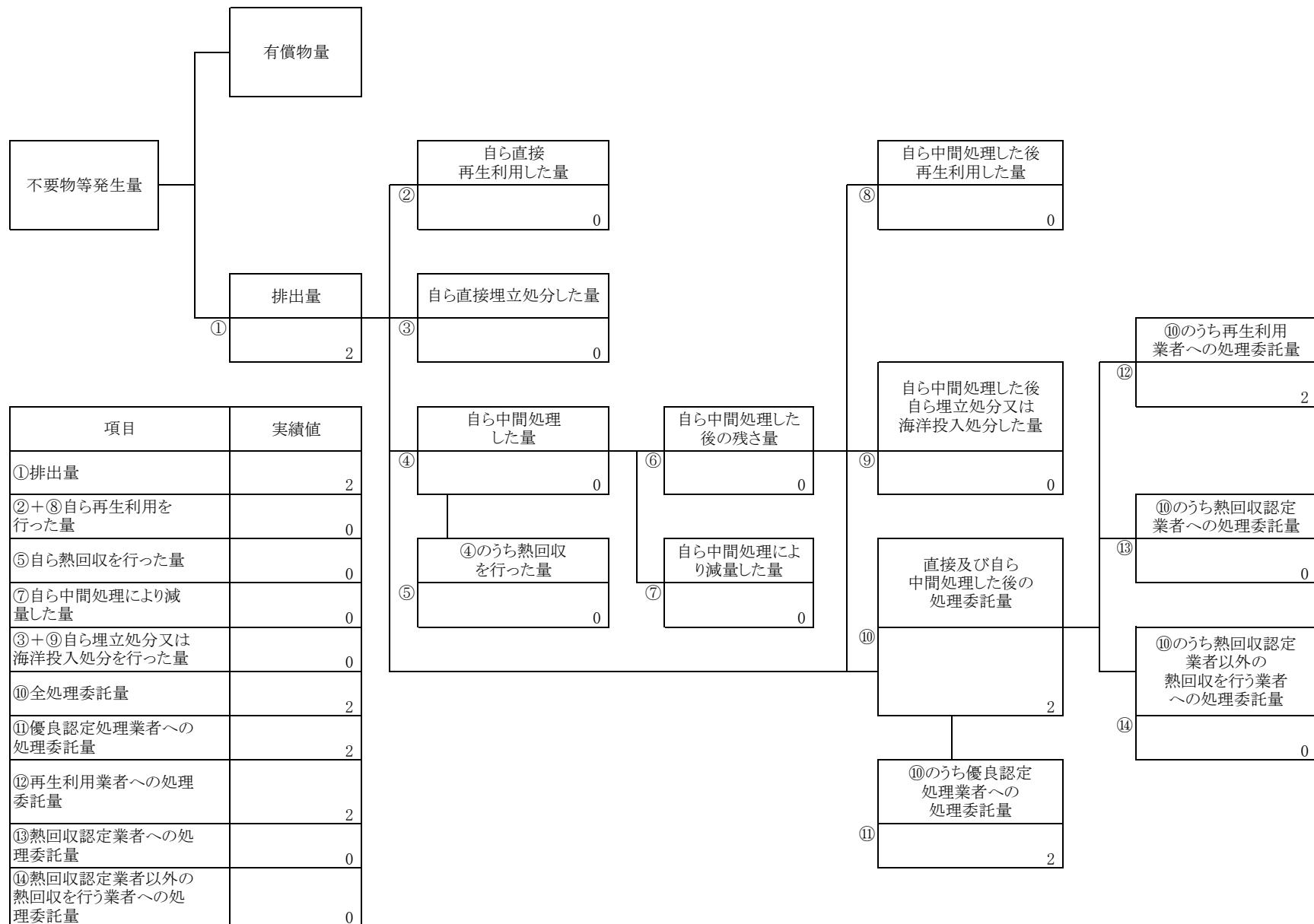
(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 蛍光灯)

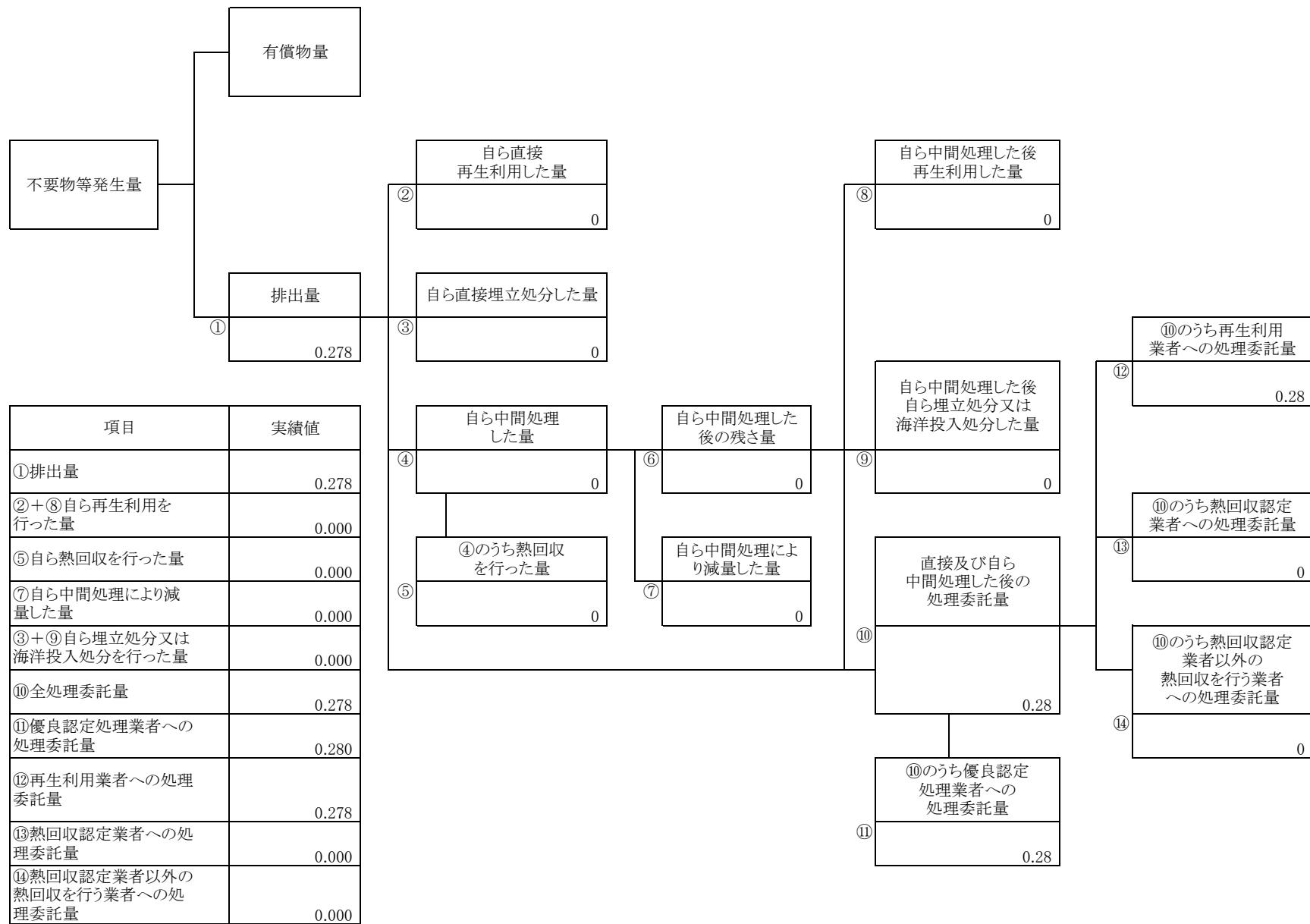
(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 水銀回収義務付け製品(計測器))

(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の種類	計画の実施状況													②+⑧ 自ら再生利用 への処理委託量(1) を行った量(1)	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋 投入処分を行った量(1)			
	①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自ら直接 埋立処分した量 (t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量(1)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	(⑩=①-②-③-④+⑤-⑧-⑨ =⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑪委託先による区分	⑫優良認定処理業者 への処理委託量(1)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(1)	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(1)	⑮その他の中間処理 委託量(1)	⑯埋立処分委託量(1)	
名称																		
廃棄物の種類	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した後再生利用した量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑤の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑤の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑨の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑩、⑪除く)	⑪の量のうち、認定熱回収設置業者である処理業者への燃却処理委託量	⑪の量のうち、委託して確認等の中間処理した量(⑪～⑯を除く)	⑪の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑫の量と⑬の量を合計したもの(自動計算)	⑫の量と⑯の量を合計したもの(自動計算)		
汚泥	1,241			880	22	858				383	383	0	0	0	0	361	0	0
廃油	523									523	523	0	0	0	0	188	0	0
廃酸	465									465	465	0	0	0	0	465	0	0
廃アルカリ	23									23	23	0	0	0	0	23	0	0
廃プラスチック	1,484									1,484	1,484	0	0	0	0	1,067	0	0
木くず	18									18	18	0	0	0	0	0	0	0
金属屑	1									1	1	0	0	0	0	1	0	0
ガラス・コンクリート・陶器屑	1									1	1	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	6									6	6	0	0	0	0	6	0	0
照明機器	0.017									0.02	0.017	0	0	0	0	0.02	0	0
蛍光灯	2									2	2,000	0	0	0	0	2	0	0
水銀回収義務付け製品(計測器)	0.278									0.28	0.278	0	0	0	0	0.28	0	0
合計	3,764	0	0	880	0	22	858	0	0	2,906	2,906	0	0	0	0	2,113	0	0